



# 島根県報

平成16年 3 月30日 (火)  
号外 第 52 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 訓 令

島根県公文書管理規程の一部改正

(総 務 課)

島根県公印規程の一部改正

( " )

## 訓

## 令

### 島根県訓令第 7 号

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第 1 項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改める。

第17条第 2 項中「専決権者が課長補佐以下の場合、当該専決権者」を「専決権者がグループリーダーの場合は、当該グループリーダー」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

#### 別表第 1（第 3 条関係）

隠岐支庁	健康福祉局黒木保健環境グループ及び土木建築局島前事業部
松江健康福祉センター	能義保健環境グループ
川本健康福祉センター	環境衛生部及び大田保健推進グループ
松江農林振興センター	農業普及部安来地域農業普及部及び家畜衛生部
木次農林振興センター	農業普及部仁多地域農業普及部及び農業普及部掛合地域農業普及部
出雲農林振興センター	家畜衛生部
川本農林振興センター	農業普及部大田地域農業普及部及び大田耕地事業所
浜田農林振興センター	家畜衛生部
益田農林振興センター	農業普及部津和野地域農業普及部及び家畜衛生部
産業技術センター	浜田技術センター
松江土木建築事務所	広瀬土木事業所
木次土木建築事務所	仁多土木事業所
川本土木建築事務所	大田土木事業所
益田土木建築事務所	津和野土木事業所

別表第 2 の 2 の表地域振興部の項中「隠岐支庁土木建築局島前出張所」を「隠岐支庁土木建築局島前事業部」に改め、同表農林水産部の項中「病害虫防除所（農業試験場）」を「病害虫防除所」に改め、

「肥飼料検査所 肥飼検  
来島県有林事務所 県林」を削り、同表商工労働部の項中「産業技術センター浜田技術センター 産技」を削り、同表土木部の項中「広瀬土木事務所 広土」、「仁多土木建築事務所 仁土」、  
「大田土木建築事務所 大土」及び「津和野土木事務所 津土」を削り、  
「宍道湖東部浄化センター 宍東  
宍道湖西部浄化センター 宍西」を「宍道湖流域下水道管理事務所 宍下」に改める。

別表第 3 中「(1) 条例又は規則」を「1 条例又は規則」に、「ア 制定の場合」を「(1) 制定の場合」に、「イ 全部改正の場合」を「(2) 全部改正の場合」に、「ウ 一部改正の場合」を「(3) 一部改正の場合」に、「エ 廃止の場合」を「(4) 廃止の場合」に、「(2) 訓令 (甲)」を「2 訓令 (甲)」に、「(3) 告示」を「3 告示」に、「イ 改正の場合」を「(2) 改正の場合」に、「ウ 廃止の場合」を「(3) 廃止の場合」に、「(4) 公告」を「4 公告」に改める。  
様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 ( 第13条、第46条の 2 関係)

付箋

( 本庁用 )

島根県起案用紙

分 類			記号・番号								
処 理 経 過	収	受	年	月	日	審 査	案 1	案 2	案 3	案 4	案 5
	起	案	年	月	日						
	処	理 期 限	年	月	日						
	決	裁	年	月	日						
	施	行	年	月	日		公 印				
担 当 課						発 送 日					
起 案 者		職	発 送 種 別								
		氏名	内線				情報公開				
件 名											
受 信 者			発 信 者			部数		施 行 上 の 注 意			
施 行 上 の 取 扱	案 1										
	案 2										
	案 3										
	案 4										
	案 5										
決 裁 区 分											
回 議 課 G		(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G	(5)	G
合 議 課 G	1	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G	
	2	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G	
	3	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G	
	4	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G	
知事 副知事 出納長											
部長			次長			課長		グループリーダー		グループ員	
起 案 理 由											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
発 送 種 別		書留	速達	配達証明	内容証明	国際郵便	ファクシミリ				
		電子メール	庁内施行	LGWAN							
施 行 上 の 注 意		例規	県報登載	官報報告	新聞等による報道						

注 発送種別、施行上の注意については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。  
 該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

(表)

緊急文書  
付せん欄

(地方機関用)

処 理 期 限	分 類 コ ー ド		
月 日			

起 案	年	月	日	記号番号	第	号	秘		
決 裁	年	月	日	發送 書 留 速 達 配達証明 内容証明					
施 行	年	月	日	種別	国際郵便	ファクシミリ	電子メール等		
起案課 (所)				添付物					
起案者 (電話 番)				施行上の注意					
文 書 の 性 質	伺文 ・ 進達 ・ 訓令 (甲) 陳情	復命 副申 訓令 (乙) 賞状	辞令 申請 訓令 (乙) 表彰状	照会 願 届 内訓 感謝状	回答 届 建議 告示 書簡	通知 協議 公告 あいさつ	依頼 送付 報告 依命通達 契約 証明 訴訟 請願 議案		
標 題									
案	発 信 者	受 信 者		發送部数	審 査	浄 書	校 合	公 印	発 送
1									
2									
3									
決裁区分 : 長 課 長					出 納 員				
長 長 課 長					グループ員				

公開請求 状況	年 月 日 請求	年 月 日 請求
	公 開 ・ 部分公開 ・ 全部非公開	公 開 ・ 部分公開 ・ 全部非公開
	(非公開理由) 第 号に該当	(非公開理由) 第 号に該当
	(備考)	(備考)

(裏)

(地方機関用)

The form consists of a large rectangular area with horizontal ruling lines. The lines are spaced evenly and extend across the width of the page. A wavy line is drawn across the middle of the page, separating the top and bottom sections of the ruled area. The top and bottom sections each contain 15 horizontal lines. The wavy line is positioned approximately halfway down the page.

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

島根訓令第8号

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第13条第2項中「表示をし」の次に「、又はその旨を総合文書管理システム（島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第4号）第2条第11号に規定するシステムをいう。）に登録し」を加える。

別表第1 県印の項公印管守者の欄中「、大田土木建築事務所及び各土木事務所」を「及び各土木事業所」に改め、同表

知事印の項中	「	<table border="1"> <tr><td>総務課長</td></tr> <tr><td>東京事務所長</td></tr> <tr><td>総務課長</td></tr> <tr><td>総務課長</td></tr> </table>	総務課長	東京事務所長	総務課長	総務課長	を	「	<table border="1"> <tr><td>主管課（島根県行政組織規則第17条第2項に規定する主管課をいう。以下同じ。）の長（会計課長を除く。）及び東京事務所長</td></tr> <tr><td>主管課の長（会計課長を除く。）</td></tr> <tr><td>主管課の長（会計課長を除く。）</td></tr> </table>	主管課（島根県行政組織規則第17条第2項に規定する主管課をいう。以下同じ。）の長（会計課長を除く。）及び東京事務所長	主管課の長（会計課長を除く。）	主管課の長（会計課長を除く。）	に改め、同項公印管守者
	総務課長												
	東京事務所長												
	総務課長												
総務課長													
主管課（島根県行政組織規則第17条第2項に規定する主管課をいう。以下同じ。）の長（会計課長を除く。）及び東京事務所長													
主管課の長（会計課長を除く。）													
主管課の長（会計課長を除く。）													

の欄中「川本健康福祉センター保健推進課」を「川本健康福祉センター大田保健推進グループ」に、「各土木事務所」を「各土木事業所」に改め、同項中

「	<table border="1"> <tr><td>島 根 県</td></tr> <tr><td>知 事 印</td></tr> <tr><td>肥 飼 検</td></tr> </table>	島 根 県	知 事 印	肥 飼 検	28ミリメートル平方	肥飼料検査所長	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第10条の規定による登録証及び仮登録証並びに同法第19条第2項の規定による許可証等専用	を削り、同表部（局）長
	島 根 県							
知 事 印								
肥 飼 検								
」								

印の項中	「	各部（局）の主管課（島根県行政組織規則第17条第2項に規定する課をいう。）の長	を	「	主管課の長（会計課長を除く。）	に改め、同表地方機関の長印
------	---	---	---	---	-----------------	---------------

の項公印管守者の欄中「）、」を「、」に、「隠岐支庁健康福祉局保健環境課長」を「隠岐支庁健康福祉局黒木保健環境グループ課長」に、「隠岐支庁土木建築局島前出張所長」を「隠岐支庁土木建築局島前事業部長」に改め、同項中

「	<table border="1"> <tr><td>島 根 県</td></tr> <tr><td>立 大 学</td></tr> <tr><td>長 印</td></tr> </table>	島 根 県	立 大 学	長 印	21ミリメートル平方	島根県立大学事務局長	学生証専用	を
	島 根 県							
立 大 学								
長 印								
」								

島 根 県 立 大 学 長 印	21ミリメートル 平方	島根県立大学事務局長	学生証専用	に改め、同項公印管守者
島 根 県 立 大 学 長 印  科 研 費 専 用	24ミリメートル 平方	島根県立大学事務局長	科学研究費補助金事務 に係る文書専用	

の欄中「及び保健推進課」を「及び大田保健推進グループ」に、「川本健康福祉センター保健推進課」を「川本健康福祉センター大田保健推進グループ」に、「隠岐支庁健康福祉局保健環境課」を「隠岐支庁健康福祉局黒木保健環境グループ」に改め、同項中

島 根 県 産 業 技 術 セ ン タ ー 所 長 印  浜田技術センター	20ミリメートル 平方	産業技術センター浜田技 術センター所長	を
---	----------------	------------------------	---

島 根 県 産 業 技 術 セ ン タ ー 所 長 印  浜田技術センター	20ミリメートル 平方	産業技術センター浜田技 術センター所長	に改め、同表出納員印の
島 根 県 土 木 建 築 事 務 所 長 印  事 業 所	20ミリメートル 平方	各土木事業所長	

項公印管守者の欄中「土木建築局島前出張所」を「土木建築局島前事業部」に、「松江健康福祉センター保健環境課」を「松江健康福祉センター能義保健環境グループ」に、「川本健康福祉センター保健推進課」を「川本健康福祉センター大田保健推進グループ」に、「隠岐支庁健康福祉局保健環境課」を「隠岐支庁健康福祉局黒木保健環境グループ」に改め、同表道路監理員印の項公印管守者の欄中「道路整備課長」を「道路維持課長」に、「各土木事務所長」を「各土木事業所長」に改める。

別表第 2 中「広瀬土木事務所長」を「広瀬土木事業所長」に、「仁多土木事務所長」を「仁多土木事業所長」に、「大田土木建築事務所長」を「大田土木事業所長」に、「津和野土木事務所長」を「津和野土木事業所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。